

(趣旨)

第1条 昨今の異常気象にも見られるように温暖化をはじめとする地球環境の変化が大きな問題となっている。そこで、微生物により土壌に分解されることで廃プラスチック排出による、それらの焼却、埋立処分を必要としない生分解性マルチの利用を推進することにより持続可能な農業を目指すとともに、高齢化の進む生産者のマルチ撤去作業の負担軽減を図るため、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、高鍋町に在住する販売農家及び高鍋町に事務所を有する販売農家が組織する団体のうち、次の各号のいずれにも該当しないものに対して行うものとする。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 暴力団(高鍋町暴力団排除条例(平成23年条例第8号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (3) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
- (4) 暴力団関係者(条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は別表のとおりとし、補助金の額は、毎年度予算で定める範囲内の額とする。

(申請に必要な書類)

第4条 規則第3条第4号に規定する書類は、次に掲げるもののうち、いずれかのものとする。

- (1) 領収書
- (2) 請求書
- (3) 見積書
- (4) 納品書
- (5) 購入証明書
- (6) 販売証明書

(実績報告書の期限)

第5条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和9年3月31日までに申請があった補助金の交付に関する手続が完了した日に、その効力を失う。

附 則(令和2年4月1日訓令第68号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月16日訓令第31号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日訓令第18号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月30日訓令第29号)

この訓令は公表の日から施行する。

附 則(令和6年3月25日訓令第27号)

この訓令は公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助の対象となる経費	補助率
グリーンプラ認証を受けた生分解性マルチの購入に要する費用	4分の1以内 (100,000円上限)